

設計課題 「歯科診療所併用住宅〔鉄筋コンクリート造2階建て〕」

1. 設計条件

- ある地方都市の市街地において、歯科診療所併用住宅を計画する。
 なお、計画に当たっては、次の①～④に特に留意すること。
- ① 診療所部分と住宅部分とは、出入口を明確に分離し、屋内の1階部分で行き来ができるようにする。
 - ② 診察室から眺めることができる位置に庭園を設ける。
 - ③ 居間・食事室・台所から直接出入りできる位置に、バルコニー(面積は12m²以上)を設け、休日には家族で食事などを楽しめるようにする。
 - ④ 建築物の耐震性を確保する。

(1) 敷地

- ア. 形状、道路との関係、方位等は、下図のとおりである。なお、交差点付近の斜線部分には、安全に配慮し、駐車のためのアプローチを計画してはならない。
- イ. 第一種住居地域にあり、準防火地域に指定されている。
- ウ. 建蔽率の限度は70%(特定行政庁が指定した角地における加算を含む。)、容積率の限度は200%である。
- エ. 地形は平たんで、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- オ. 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。
- カ. 敷地の周囲には、防火上有効な空地、耐火構造の壁等はない。

(2) 構造、階数、建築物の高さ等

- ア. 鉄筋コンクリート造2階建とする。
- イ. 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは9m以下とする。
- ウ. 建築物の外壁面及び柱面は隣地境界線から500mm以上離す。
- エ. 塔屋(ペントハウス)は設けない。

(3) 延べ面積等

- ア. 延べ面積は、「240m²以上、280m²以下」とする。
- イ. ピロティ、玄関ポーチ、バルコニー、駐車スペース、駐輪スペース等は、床面積に算入しないものとする。

(4) 家族構成等

- ア. 住宅部分: 夫婦(50歳代)、子ども(男子小学生)
- イ. 診療所部分: 夫(歯科医師)、スタッフ(4名)

(5) 要求室

下表のすべての室は、必ず指定された設置階に計画する。

部分	設置階及び室名	特記事項	
診療所部分	診察室	ア. 歯科治療台(4台)を設ける。 イ. 各診察ブースは、視線に配慮し、パーティションなどで区切るようにする。 ウ. 履物は、各診察ブースでスリッパに履き替える。 エ. 消毒コーナーを設ける。	
	X線室	ア. 診察室に隣接して設ける。 イ. 広さは、壁心で2,000mm×2,500mm以上とする。	
	受付	・受付カウンター及びカルテ棚を設ける。	
	待合室	ア. 待合コーナーとしてもよい。 イ. 待合用のいす(6席以上)を設ける。 ウ. 子どもが絵本などを読んだり、おもちゃで遊ぶためのキッズコーナーを設ける。 エ. 便所(1)及び洗面コーナーへの動線に配慮する。	
	便所(1)	・患者用とする。	
	洗面コーナー	・便所(1)の近くに設ける。	
	スタッフ室	ア. スタッフの休憩や事務作業などに使用する。 イ. 面積は、7m ² 以上とする。 ウ. ロッカー及びテーブル(4席)を設ける。	
	院長室	ア. 面積は、5m ² 以上とする。 イ. スタッフ室からの出入りとしてもよい。 ウ. 机及びいすを設ける。	
	技工室	ア. 面積は、5m ² 以上とする。 イ. コーナーとしてもよい。	
	便所(2)	・スタッフ用とする。	
住宅部分	1階	ア. 下足入れを設ける。 イ. 防火戸を通じて、診療所部分と行き来ができるようにする。	
	2階	居間・食事室	ア. 洋室とし、1室にまとめる。 イ. キッチン、対面キッチンとする。 ウ. テーブル(4席)を設ける。 エ. バルコニーに直接行き来できるようにする。 オ. 日照に配慮する。
		食品庫	・洋室とし、収納(2m ² 以上)を設ける。
		夫婦室	・洋室とし、収納を設ける。
		子ども室	・洋室とし、収納を設ける。
		予備室	・洋室とし、収納を設ける。
		納戸	
		洗面脱衣室	
浴室			

- (注1) 各要求室においては、床面積・広さの指定がない場合、床面積は適宜とする。
 (注2) 2階にバルコニー(インナーバルコニー又はルーフバルコニーとしてもよい)を設ける。
 (注3) 診療所部分においては、診察室(各診察ブース)で履物を履き替えるものとする。

(6) 屋外施設

名称	特記事項
駐車スペース	・診療所用として2台分、住宅用として1台分を設ける。
駐輪スペース	・診療所用として5台分以上、住宅用として3台分を設ける。
庭園	・診察室から眺めることができる位置(面積は適宜とする)に設ける。
スロープ	ア. 建築物内又は敷地内の通路の計画(診療所部分に限る)において、高低差が生じる場合は、スロープを設ける。 イ. 勾配は1/15以下とし、上端と下端には、奥行き1,500mm以上の平場を設ける。なお、上端の平場は玄関ポーチと兼用してもよい。

2. 要求図書

- 下表により、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- 図面は黒鉛筆仕上げとする(定規を用いなくてもよい)。
- 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、5mm(部分詳細図(断面)にあつては、10mm)である。
- シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてもよいものとする。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1)1階平面図兼配置図(1/100)	ア. 1階平面図兼配置図及び2階平面図には、次のものを記入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の主要な寸法 ・室名等 ・延焼のおそれのある部分の範囲(延焼ラインを一点鎖線にて明記し、そこから敷地境界線までの距離を記入) ・防火設備が必要な部分に(防)と明記 ・断面図の切断位置及び方向
(2)2階平面図(1/100)	イ. 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線と建築物との距離 ・道路から建築物へのアプローチ、駐車スペース、駐輪スペース、庭園、門(住宅部分)、塀、植栽等 ・道路から敷地への出入口には△印、建築物への出入口には▲印を付ける。 ・屋外スロープ(高低差が生じる場合) ・診察室…歯科治療台(2,000mm×1,600mm)を破線にて記入する ・診察室の消毒コーナー…流し台、作業台 ・待合室…いす、キッズコーナーに絵本棚 ・便所(1)及び便所(2)…洋式便器 ・洗面コーナー…洗面台 ・スタッフ室…ロッカー、テーブル(4席) ・院長室…机、いす ・技工コーナー…机、いす
(3)立面図(1/100)	ア. 南側立面図とする。 イ. スロープについては外観で見える場合に記入する。
(4)断面図(1/100)	ア. 切断位置は、東西方向とし、1階・2階それぞれの開口部を含む部分とする。 イ. 建築物の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のものとし、構造部材(梁、スラブ、地中梁等)を記入する。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、開口部の内法寸法及び主要な室名を記入する。 エ. 見え掛かりの開口部、階段等(室の対向面に見えるもの)は記入しなくてよい。
(5)部分詳細図(1/20)	ア. 切断位置は、外壁を含む部分とする。 イ. 作図の範囲は、2階屋根部分(屋上のパラペット天端から2階の天井仕上面より下方200mm以上)とし、外壁の壁心から1,000mm以上とする。 ウ. 主要部の寸法等を記入する。 エ. 主要部材(大梁、屋根スラブなど必要なもの)の名称・断面寸法・厚さを記入する。 オ. 外気に接する部分(屋根、外壁、その他必要と思われる部分)の断熱・防水措置を記入する。 カ. 主要な部位(屋根、外壁、内壁、天井)の仕上材料名を記入する。
(6)面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(7)計画の要点	・建築物及び敷地の計画に関する次の①～②について、具体的に記述する。 ① 診療所部分の計画について、工夫した点 ② 住宅部分の計画について、工夫した点

敷地図
(縮尺:1/500)

